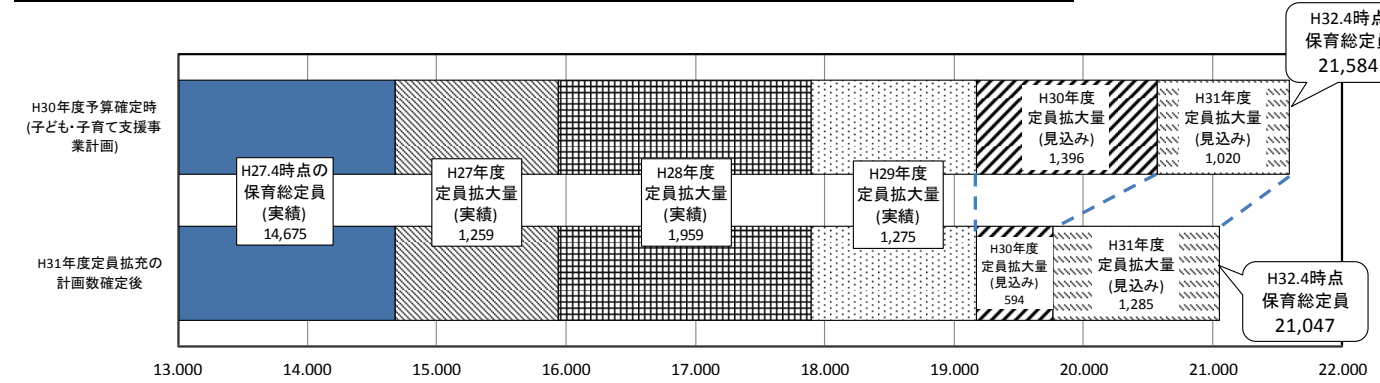


# 平成32（2020）年4月の保育待機児童の解消に向けた取り組みについて

子ども子育て支援事業計画及び定員拡充の実績と今後の定員拡充について



## ◎効果的な整備の推進

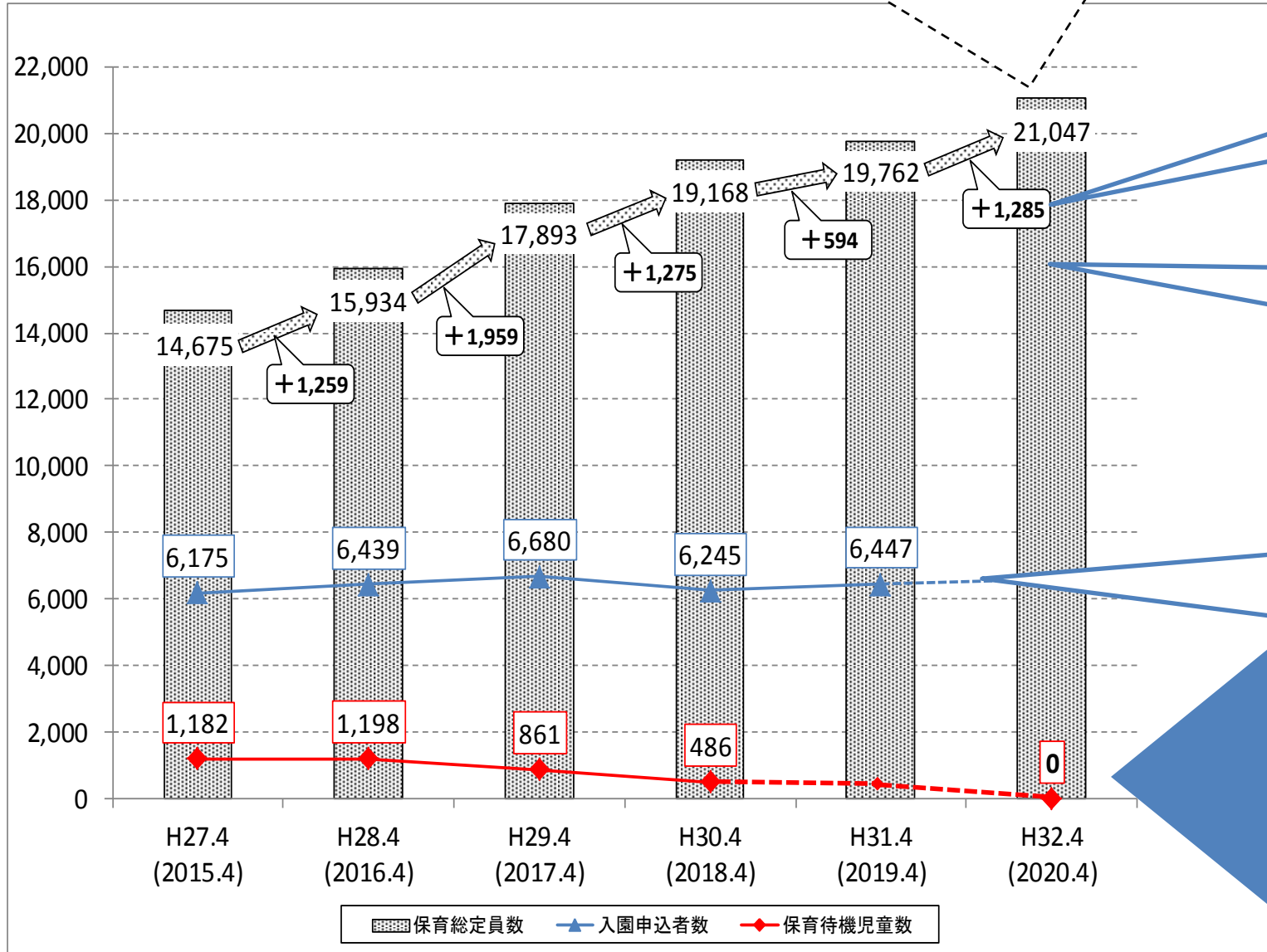
- ▼保育待機児童の地域偏在を考慮し、保育の需給バランスを丁寧に分析した上で、整備される施設の対象や事業規模を精査し、保育待機児童解消に実効性のある整備を誘導する。
- ▼保育待機児童解消に効果の高い低年齢児保育施設に重点を置いた整備を行う。  
※参考 定員拡充数全体のうち低年齢児保育施設の定員の占める割合: 32.1%  
平成27（2015）～平成30（2018）年度の実績(見込み)の平均: 12.8%

## ◎既存保育施設内の未活用スペースの活用

- ▼入園待機者に対して、新規開設園、既存園内における定員未充足部分、さらに、活用できていない一時預かりスペースを暫定利用した預かり(定期利用保育事業の拡充等)を検討、実施する。

## ◎入園申込者の状況に関する正確な捕捉と利用に向けた丁寧な案内等

- ▼育児休業を取得されている方や入園内定辞退者の状況と意思の確認を迅速に行い、定員に空きが出ている保育施設に丁寧にご案内する。
- ▼企業主導型保育事業について、在園者及び利用状況の捕捉に向け、国へ働きかけるとともに、すでに区内で運営を開始している事業者との連携を図る。
- ▼現在、国が検討している育児休業の延長を希望する保護者の意向確認を行い、併せて、選考方法の見直しを行う。



平成32（2020）年4月 保育待機児童の解消